

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 **地域交流部** 港湾課

法令名	佐賀県港湾管理条例施行規則			法令番号	昭和 4 8 年佐賀県規則第 2 7 号				
手続名	許可事項の変更許可			根拠条項	規則第 1 条の 4 第 2 項				
審査基準	次の場合に許可を行う。 1 他の港湾施設の維持及び整備に支障を与えないこと。 2 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと。								
	受付機関	各土木事務所	処理機関	各土木事務所	交付機関	各土木事務所	標準処理期間 標準経過期間	30 日 日	目次 No.